

視 点

『竹島考』ノート

—ある鳥取藩士の竹島(鬱陵島)認識

Kenichi Kusaji

池内 敏

1

『竹島考』は、文政十二年(一八二八)八月、岡嶋正義によつて書かれた。岡嶋家は知行高四二〇石の鳥取藩家中であり、正義はその七代目である。正義は文政七年(一八二四)五月から御目付役にあつたが同九年八月に免職となり、安政六年(一八五九)六月に七十五歳で没するまで二度と公職に就くことがなかった。正義はこの間もつぱら史誌の編纂に没頭し、生涯にまとめた史書類はあわせて四〇点ちかくになる。

小稿では『竹島考』を素材に、徳川幕府・対馬藩のよう

に近世日朝外交交渉に直接関わることもなかった鳥取藩の場合をとりあげて、異国と接する領域についての認識の一端に触れられればと考える。なお『竹島考』は、すでに川上健三によつて「文政十一年(一八二八年)の自序のある因府江石梁編述の『竹島考』には(以下略)」などとして部分引用されているが、江石梁とは岡嶋正義の雅号である。また、写本が数カ所に伝来しているが、ここでは鳥取県立博物館岡嶋家資料に伝来する写本を検討する。

ところで、『竹島考』にいう竹島は鬱陵島のことである。鬱陵島は北緯三七度三三分一秒・東経一三三度五五分二〇秒に位置する、広さ七三平方キロメートルの島である。一

九九四年現在で三七八五世帯一万一四二三人が居住し、大韓民国慶尚北道鬱陵郡に区分されている。近世日本ではこの島のことを竹島と呼んだ。今日わが国でいう竹島(韓国側のいう独島)のことではない。今日わが国でいう竹島は近世日本では松島と呼ばれていた。これら竹島・松島の名称に混乱が生じた経過については川上健三によつて詳述されているが、混乱のそもそものは、十八世紀末に二人のヨーロッパ人が「発見」した鬱陵島(竹島)の測量に誤りがあったからである。

朝鮮王朝は十五世紀はじめから鬱陵島を空島化する政策を採り、この島への朝鮮人の渡航・居住を禁止した。空島化政策それ自体は島の領有権放棄と同値ではなく、十九世紀末に至るまで朝鮮政府による鬱陵島の「調査・探索」は定期的に継続されていた。とはいうものの、この空島化政策の結果、鬱陵島は無人数島であるとの認識を日本側に抱かせることとなった。

十七世紀初めに竹島を「発見」した鳥取藩領米子の町人大谷(大屋)甚吉は、同じ米子町人の村川市兵衛とともに竹島および周辺海域での漁猟活動と獲得物の商品化に乗り出した。彼らは、寛永初年に幕府から鳥取藩主松平新太郎(池田光政)宛「竹島渡海免許」の発給を受け、以後当該海域における利権を排他的に確保し続けた。ところが元禄五

年(一六九二)以後は連年竹島で朝鮮人漁民と競合するようになり、収穫をあげられなくなったため、彼らは竹島周辺における利権の確保について鳥取藩を介して幕府に訴えた。数年に亘る曲折を経て、元禄九年、幕府は大谷・村川両家の竹島渡海を禁止した。以来、竹島の朝鮮領であることが幕府によつて確認され、天保七年(一八三六)、石見浜田藩領会津屋八右衛門の竹島渡海が発覚した際も厳罰に処されるなど、近世日本人の竹島渡海は厳しく禁止された。明治十年(一八七七)一月七日に島根県士族戸田敬義によつて出された「竹島渡海之願」が同年六月八日付で却下されたのも、近世における竹島渡海禁止を踏まえてのことであつた。

2

『竹島考』は上下二(二)冊からなり、全体で一八項目(跋文を除く)から構成される。

〔上巻〕(1)自叙、(2)総説、(3)図説、(4)或問、(5)

渡海之調議并物産、(6)竹島松島之地理

〔下巻〕(7)竹島通船発端、(8)大谷村川輪梅檀樹于幕府

(9)大谷之船漂到朝鮮国、(10)大谷村川棒由緒書于幕府、(11)朝鮮人初渡来竹島、(12)大谷之船人拿来朝鮮人、(13)大谷九右衛門出府、(14)幕府禁遏渡海于竹島、

(15) 朝鮮国通使船于本藩、(16) 幕府鑿竹島之地理來歴、(17) 雲州松江之士得奇南木、(18) 抜木多奇伯耆辺海、(19) 自跋

まず各項目の概略を述べて全体構成の特徴を整理しておきたい。

(1) 自叙には、岡嶋が「竹島考」を著すに至った理由が述べられる。「千載ノ廢島」であった竹島を伯耆国の人々が開發してきたのに、「異邦ノ漁豎ガ好監」によって奪取された。幕府の求めに応じて鳥取藩が提出した竹島関係の書類をたまたま近時入手したので、「予ガ連歳耳目ニ得ル処ノ衆説」を併せ参考にして本書を著すのだという。そして「竹島通船再興ノ拳アラントキ、此書ノ一句モ可采モノアツテ聊国家ノ為ニ補ト成コトアラバ、予カ不朽ノ幸也」とする。(2) 総説では、慶長・元和のころより大谷・村川両家が「無人ノ廢島」にして物産豊かな竹島への渡海を行い、やがて渡海禁止が命じられた経過が粗述され、(3) 図説では、享保七年幕府に提出した「竹島松島之図」の縮図、および「図書編」日本国図・「登壇必究」四夷總図それぞれに収載された竹島周辺の図が掲げられる。(4) 或問は、六つの問答から成る想定問答集で、その分量は(上巻)四二丁のうち一八丁余を占める(内容については後述)。(5) 渡海之調議并物産では、大谷・村川による竹島渡海船の乗員

構成を寛文六年(二六六六)に朝鮮へ漂着した大谷船の場合で例示し、また竹島で収獲された物産名を列挙する。(6) 竹島松島の地理では、日本・朝鮮・中国あわせて九種の文献(『三國通覽』『伯耆民談記』『東国通監』『清正記』『兩朝平壤録』『登壇必究』『図書編』『隋書』『懲懲録』)から竹島・松島なる島名を抜き出して、その位置を論じる。以上が(上巻)である。

(下巻)冒頭の(7)竹島通船発端では、大谷・村川両家が竹島渡海を始めた経緯が述べられる。ここでは、竹島が「朝鮮国へ逼近セル絶島」なので大谷・村川らの判断だけでは渡海できないと考え、旗本阿部四郎五郎へ働きかけて、元和四年(二六一八)幕府から池田光政あてに「竹島渡海之義免許」が下付されたこと、渡海船には「葵御紋」の入った旗を掲げることが記される。(8) 大谷村川輪梅檀樹于幕府は、寛永十五年(二六三八)江戸城西丸修築に際して竹島で伐採した梅檀を献上したことを記し、(9) 大谷之船漂到朝鮮国は、寛文六年(二六六六)大谷九右衛門船が竹島からの帰りに漂流して朝鮮半島東海岸に至ったことを記す。(10) 大谷村川捧由緒書于幕府では、天和四年(二六八四)に竹島渡海の由緒書を幕府に提出したことを述べ、元和四年に発給されたとする竹島渡海免許の文面を掲げる。(11) 朝鮮人初渡来竹島では、元禄五年(二六九二)、渡海した竹

島で多数の朝鮮人漁民が鮑漁を行っているところに出くわし、「元来コノ竹島ハ大日本国ノ將軍様ヨリ銘々トモ拜領シテ旧年渡海セル島也」と叱責の声をあげるものの、結局収獲のないままに帰帆した経緯が記される。(12) 大谷之船人拿来朝鮮人では、元禄六年の竹島渡海に際しても朝鮮人漁民と競合した状況が述べられる。大谷船はアンピンシヤ・トラヘという二人の朝鮮人を米子へ連れ帰り、鳥取藩を介して事情を幕府に上申する。幕府は、二人の朝鮮人を長崎へ廻送するよう命じ、また政老中として朝鮮人の竹島渡海禁止を申し入れるとも伝えられた。(13) 大谷九右衛門出府は、元禄七年、大谷九右衛門の御目見について記す。

(14) 幕府禁遏渡海于竹島では、元禄九年(二六九六)正月二十八日付老中連署奉書によって大谷・村川の竹島渡海が禁止されたことが記される。村川市兵衛は元禄十一年から同十六年まで江戸に滞在して渡海復活を訴えつづけるが叶わず、村川は塩問屋に、大谷は綿問屋・魚鳥問屋へと転身した。(15) 朝鮮国通使船于本藩では、元禄九年六月四日、安龍福ら十一名の朝鮮人が鳥取藩領へ来航した安龍福事件の顛末を記し、(16) 幕府鑿竹島之地理來歴では、享保九年(二七二四)幕府から鳥取藩に対し、竹島渡海禁止に至る経過および竹島の地理・物産にかかわる説明を求めてきたことが記される。(17) 雲州松江之士得奇南木では、竹島産の

奇南木が隠岐へ漂着する可能性について言及し、(18) 抜木多奇伯耆辺海では、宝暦七年(二七五七)伯耆国汗入郡の海辺に大量の材木が漂着した事件も、竹島からの漂着とも考えられると推測する。

さて、以上を通観すれば、いわば余談の類に属する(17)(18)と(1)自叙・(19)自跋を除き、『竹島考』の内容を大きく三ないし四つの部分に区別することができる。まず、(上巻)のうち(3)(5)(6)がひと括りにできよう。(6)にはやや歴史的観点が含まれてはいるものの、(3)(5)とともに、竹島および竹島渡海それ自体についていわば静態的な記述を行った部分である。次に(下巻)(7)(16)は、竹島渡海の歴史を時間の経過にしたがって記述した部分である。これら二つの部分の理解を総括したのが(2)総説である。そして以上を踏まえて、想定問答というかたちで岡嶋の見解を述べた(4)或問が、『竹島考』において分量的にも内容的にも中心部分をなすと考えられる。

3

そこで、(4)或問に掲げられた六つの問答について、まずその概略を示し、その特徴について述べることとしたい。竹島は、朝鮮に逼近する物産豊かな島でありながら、昔からそこに住む人もなく、朝鮮から通船することもないと

もいう。この点をどう考えるか、これが第一の問いである。岡嶋は、この問いこそ「世俗ノ疑惑ヲ生ゼル根源」的なもの、として疑問に同意する。その上で、神功皇后以来の日本・朝鮮・中国三者の關係史について、「強大ノ日本」と「本邦ニ服従セシ」「脆弱」な朝鮮、倭人入寇に備えて山東より浙江まで数千里にわたって沿海地域に要害を設けた中国、といった構図から説明する。そこから、いかに朝鮮にほど近い豊かな島であろうとも「吾船隻ノ往来セル海中ニ在ル孤島ナレバ、怯殺セラレンコトヲ懼テ、往昔ヨリ彼(朝鮮のこと―引用者注)ガ人民居ヲ結ズ」というのである。とりわけ大谷・村川の竹島「発見」当時は豊臣秀吉による朝鮮侵略の記憶もまだ新しい慶長・元和のころであったから、「吾船帆ヲ望コトアルトキハ虎兇豺狼ノ思ヲナシ、惴々トシテ逃去」した。したがって竹島は無人の廢島だったというのである。

第二の問いは、竹島がどこの国にも属さない無人の廢島であることの証拠を求めるものであった。これに対して岡嶋は、第一の回答では「意は尽くした」とした上で、「元龜・天正ノ際(一五七〇・八〇年代―引用者注)、寇難ノ止タル比」には竹島を朝鮮領とする考えのあったことについて、『懲愆録』『岡朝平壤録』の記事を引用する。しかしながら、秀吉の朝鮮侵略のちは、「唯日本勢ノ引払タルヲ幸トシテ、

竹島ナドへ念慮ヲカクル迄モ無」かったから、大谷・村川による竹島「発見」のちは伯耆国の属地のごとくになったという。

第三の問いは二つの部分からなる。まず、竹島へは朝鮮人漁民も昔から出漁していたが、その出漁時期が大谷・村川らとは異なっていたために長期間にわたってお互いに気づかなかつただけではないのか、という問い。次いで、竹島が伯耆国の属島である証拠の明示を求める。前者について岡嶋は、竹島渡海免許発給から禁止に至る八〇年にも及ぶ長期間にわたって、質問者のいうようにすれ違い続けたとは考えたいと述べる。仮にそのようなことがあったとすれば、竹島に朝鮮人の残した「漁獵ノ具ヲ納ル草舎」でも発見されて然るべきだが、そのようなものはなかったからである。問いの後半部分への回答については後述する。

第四は、竹島を論じる際に『伯耆民談記』に依る者が多いことについて問うたものである。これについては、『伯耆民談記』は「閭巷ノ説ヲ採テ深察詳糺セズシテ載者セル」書であって、そこにみられるのは「覺束ナキ説ナリ」とした。

次いで、朝鮮のいう鬱陵島・子山島が竹島・松島に相当するという安部恭庵『因幡志』の説については是非を問うたのが第五である。岡嶋はこれを謬説として「強テ論ズルニ

不足」と斥けつつ、「謬説ノ起源」を次のように推測する。

『三國通覽』路程図によれば、江原道海上に島を一つ描き、それとは別に隠岐と朝鮮から等距離のところに竹島が描かれている。一方、『三國通覽』朝鮮国全図には江原道の海上に鬱陵島千山国と記される。安部は朝鮮国全図にいう鬱陵島千山国を鬱陵島と千山島の二島と考え、千と子を取り違えた上で、路程図上の二島に対応させたものであるうとする。岡嶋は『東國通監』によって千山国とは鬱陵島の古名であるから二島説自体が成り立たないことを述べ、「元來其島(鬱陵島のこと―引用者注)ハ竹島ニ非バ、ソノ傍ニ松島ノ有ベキ道理ナシ」とする。

六つめとなる最後の問いは、いま幕府が竹島渡海免許を発給すれば、かつてのように竹島渡海が可能となるであろうか、というものであった。岡嶋は、享保九年(一七二四)に幕府が竹島渡海にかかわる事情聴取を行った経緯からも、このときには「通船再興ノ企有シコトナラン」と推測し、それがなせ中座したのかをこそ知りたいと述べる。そして「元來竹島ハ伯耆國ノ属島ナレバ故、速ニ是ヲ収復スルノ計議アル可コトナリ」とする。

以上のような岡嶋正義の見解は、今日的な観点からすれば、とりわけ歴史認識に侵略肯定的な色合いが見えるため、そのままには受け入れがたいものではある。もっとも、彼

の見解は武士の世界観の一表現なのであるから、そればかりをことさらに非難したところであまり生産的でもあるまい。むしろ、岡嶋ができるかぎり日本・朝鮮・中国の文献を渉獵し、それらの史料にもとづいて論を構成しているところに考証史家としての特徴を見ることができよう。竹島は鬱陵島ではないとするなど、それは結果的に誤解となることもときにはあったが、「鬱陵島千山国」の解釈などは今日なされている議論にも通じるところがある。岡嶋にはいくつかの限界はあったが、「閭巷ノ説」を「深察詳糺セズシテ」従うような態度だけはとらなかつた。

4

さて、そうした考証史家の立場から、岡嶋は、第三の問いの後半部分すなわち竹島が伯耆国の属島である証拠について、どのように回答して見せたであろうか。

岡嶋はまず、竹島が朝鮮の属島でないことを次のように論じる。寛文六年(一六六六)、大谷船が竹島渡海の帰りに朝鮮半島に漂着した。朝鮮政府による事情聴取に際して、「竹島ヲバ從幕府賜リテ自己ノ領地ノ如ク」考えている漂流民たちは、おそらくありのままを述べたであろう。仮に偽りを述べたところで、朝鮮側が積荷の「竹島ノ産物」から漂流の経過を推測することは可能である。こゝでもし「彼

島(竹島のこと)引用者注 ヲ以朝鮮国ノ所轄」と考えていたとすれば、「吾漂民ハ彼ガ内地へ入テ盗掠ヲナセル賊ナレバ、早速虜獲シテ其罪ニ処」することとなるに違いない。しかるに実際にはそれとは逆に「懇切」なる待遇を受けたうえで無事本国まで送還されたのである。とすれば、朝鮮側は「彼島ヲ以朝鮮国ノ所轄」と考えてはいなかったこととなる。

次いで岡嶋は、中国(明)の第元儀『武備志』(六一六年成立か)巻三三一「日本考、島名之部」に、伯耆国に竹島を附属させて「他計什麼」と記していることを指摘する。そして、同書が他の部分で上総を「迦迷倭撤」、種子島を「他尼什麼」と表記することや、中国(明)の王鶴鳴『登壇必究』にも因幡・伯耆の地名が「阿家殺記」(赤崎・倭子家)(大塚)などと記載されていることを記す。これら中国(明)の文献において日本の地名が日本読みの音で記されている事実を踏まえた上で、岡嶋は次のように論を展開する。

想ニ朝鮮国ノ人ハ大概ハ字音ニ拠テ強テ和訓ニハ不拘コトニヤ、『懲愆録』ヲ案ニ、浮田秀家ヲ秀嘉ト記ス、家ト嘉ハ同音ナルガ故ナリ、朝鮮在陣中、彼国ノ人ハ「ヒデイエ」トハ不云シテ「シウカ」ト唱ヘシコトト知ラレタリ、又文政年中、本藩ニ漂着セル朝鮮人護送ノ吏中ニ

中村某ト云者ノ有ケルヲ、異客トモ鳥府ニ来リシ始メヨリ長崎へ送還セラレシ迄数月ノ間「ナカムラ」トハ不云シテ「チュンソン」と呼タル由、即某カ予ニ伝フル処也、又、彼異客トモ対馬島ヲバ「タイバタウ」ト称セシ由、親シク聞タル人ノ直説ナリ、日本ノ分内ダニ朝鮮国ニ近キ地ハ如此呼来レリ、而ルニ竹島ニ限り自己ノ所轄ノ地ニ和訓ヲ仮ベキ道理ナシ、明人ノ既ニ筆載セル処歴然トシテ分明ナレバ、竹島ハ「古ヨリ本邦ノ分内ニシテ、中比」伯耆国ノ属島タリシコト何ノ疑カ是アララン

(*) (一)内は、当該箇所につされた貼紙によって補った部分。

朝鮮人は漢字熟語をその字音のままに発音し、日本読みで発音することをしない。しかるに、竹島が「たけしま」という日本読みで記録されているのは、それが日本に属していることが明らかだからだ、というのである。ここで、中国書籍における記述と朝鮮人の漢字熟語発音問題について区別が曖昧なままに処理されている点にいささか問題なしとはしないけれど、岡嶋の論旨にはそれなりの理解ができていよう。外国の史書において日本語読みで地名が記載されているところは日本の領域に属するのだ、という理解の仕方である。岡嶋はこうして竹島は伯耆領だと論じたのである。

5

以上に見るように、『竹島考』によるかぎり岡嶋は、竹島を鬱陵島とは別の島と考えた上で、竹島伯耆領説の立場にたち、竹島および周辺海域における鳥取藩領民の利権確保が正当であると考えていた。一方、『竹島考』(一)自叙において、その執筆には「予ガ連歳耳目ニ得ル処ノ衆説」をも併せ考えたというのだから、こうした竹島渡海を正當とする考え方は鳥取藩領内に少なからず存在したと見てもよからう。『竹島考』(14)幕府禁遏渡海于竹島は、大谷・村川の竹島渡海を阻害することとなった元禄七年(一六九四)前後の竹島の状況を、次のように描く。

同(元禄)七年八年トモ船ヲバ竹島へ遣シケレトモ、ハヤ朝鮮人トモ吾ヨリ先タツテ渡海致シ、年々二人数ヲ増加シ、後ニハ此処ニ三十人、彼処ニ五拾人ト屯ヲ構へ、守禦ノ備厳重ニシテ、若此方ノ船押テ着岸シナバ大事ニモ及ナン分野ニ相見

その同じ元禄七年六月ころ、広島へ商売に出かけた対馬町人はそこで出会った鳥取藩領民から竹島での事件について次のような噂話を聞いている。

(前略) 通詞大浦格兵衛倅右兵衛と申者広島へ為商売罷越、於彼地因幡之者ニ出合候処、竹嶋へ朝鮮人百余人・船十艘程ニ而参居候由、又候哉宮嶋ニ而同宿仕候宿咄二者、船中一艘居人数百余之由、日本人罷越候へ者鉄砲を打かけ寄セ不申候二付、伯耆之国江帰候通承り候(以下略)

(元禄七年六月朔日、江戸書状扣)

対馬藩国元では右の噂話を「如何様空説ニ而可在之候哉と存候」(同年六月十六日、江戸書状扣)と断じているが、伯耆者のなした噂話ではなく、直接に竹島渡海を経験する可能性の低い「因幡之者」のなしたものであったがゆえに誇張が認められるのかもしれない。一方、『竹島考』(11)朝鮮人初渡来竹島には、元禄五年に竹島で多数の朝鮮人漁民と初めて競合したときに、鳥取藩領民が竹島は自分たちのものだ叱責の声をあげたことが記されていた(先述)。これらを併せ考えると、当時、鳥取藩領民による竹島周辺での利権の排他的独占の意志と、それが競合者によって不当に阻害されているという意識のあったことが窺える。

とすれば、岡嶋が耳にしていた「衆説」のうち次のような考え方・態度は少数派だったかもしれない。『竹島考』(11)朝鮮人初渡来竹島の最後に、ある古老の言を次のよう

に伝える。

故老ノ伝説曰、コノ時此方ノ船人トモ事ヲ和順ニ計リ、俱ニ所務ヲ成シムルトキハ永ク通船相成ベキコト成ニ、彼等ガ思慮浅シテ時勢ヲモ不弁、後來ヲ懲シメントテ、理不尽ノ譴責セシ故、彼ト憤怒ヲ構シテ後ニハ此方ノ船隻ヲ拒撃セルニ至レリト云々、此説尤当レリ、但シ是説ハ落着以後ノ分別ト見ユルカ、万事ソノ如ニハ的中シ難キコト歎

(＊波線は抹消部分)

古老のいう「コノ時」とは、元禄五年の竹島で初めて鳥取藩領民と朝鮮人漁民が出会ったときのことである。古老は、このとき鳥取藩領民が叱責の声を上げるのではなく、朝鮮人漁民とともに竹島周辺を利用して共に収益をあげられるようにしておれば、その後も鳥取藩領民による竹島渡海が継続されたであろうのに(傍線部)、というのである。竹島周辺における利権をいずれか一方が排他的に独占するやり方ではなく、資源の共同利用と共存をこそ望ましいとする考え方である。

ところで岡嶋は、引用文の最後に古老の言を「落着以後ノ分別」である、として斥ける。ただし、岡嶋は朝鮮人漁民がやってきたことを「理不尽」だと解しているのではな

く、大谷・村川船の乗員側が朝鮮人漁民に対して発した叱責の言葉をこそ「理不尽(の)譴責」としているのだから、彼もまた「故老」の立場を全面否定しているわけではない。岡嶋の立場は基本的に竹島は伯耆領であるというところにある。しかしそうでありながらも、時間的・空間的に当事者の立場を離れて考えてみれば、古老の言にあるような考え方もふさわしく思える、というのであろう。

6

『竹島考』によれば、十九世紀初めの鳥取藩領においては、竹島周辺の利権について、一方が排他的に独占する考え方と、資源の共同利用と共存が望ましいとする考え方の二つの立場があったことが知られる。そして二つの立場のうち後者は捨て去られ、もっぱら前者が支配的であった。元禄五年以後の朝鮮人漁民との競合状態を良しとせず、同九年の竹島渡海禁止以後も、旧来のかたちでの事業復活を待望した。そしてこれは岡嶋自身の見解でもあった。

岡嶋は、考証史家として、様々な文献をもとに自らの論を構成したが、竹島渡海とそこに発生する利権にかかわってはもっぱら大谷・村川両家の史料に依存した。すなわち、家業を存続する上でそれが切実であった竹島渡海の当事者たちの残した史料群に頼るところが少なくなかった、とい

うことである。したがって、この件に関する岡嶋の記述がある偏りを示したとて不思議ではない。たとえば『竹島考』が「竹島渡海免許」発給を元和四年と固く信じ込んだのも、大谷・村川家の史料にそう記されていたからである。

一方、竹島渡海によって生じた利益は大谷・村川両家のみが享受するものではなく、渡海船に乗り組んだ人々から藩庫に納められた竹島申鮑を将軍献上物として活用した鳥取藩に到るまで、鳥取藩領の地域社会に広がりをもった。したがって、竹島渡海の利権にかかわる意識は、地域社会を巻き込んだ意識となった。

ところで、岡嶋には竹島渡海にかかわる記述が『竹島考』以外に数種類ある。そのうちのひとつ『因府年表』における記述・見解が、鳥取県編集発行の『因伯記要』(一九〇七年)や『鳥取県郷土史』(一九三三年)にそのまま踏襲されてゆくという。ここで、『鳥取県郷土史』(第五編第四節竹島事件、四二五―四六六頁)の記述を再検討すれば、その依拠した史料は、岡嶋正義『因府年表』および大谷家・村川家に伝来する文書類と鳥取藩政史料(「控帳」など)である。必ずしも岡嶋の個人的見解のみが後世の歴史観に影響を与えたというわけではない。竹島渡海の直接の当事者を含め、いわば生活圏で貯えられ継承された経験・記憶と、そこから積み上げられた歴史像の再構成と見ても差し支えあるま

い。地域で積み重ねられた歴史像にも、何らかの実体的な裏付けがあったはずである。十五世紀初めから継続された朝鮮政府の空島化政策は、十七世紀初頭の米子町人をして竹島を「発見」させたのである。以後、同世紀末葉に到るまで、竹島で朝鮮人漁民と出会うことなく渡海を行った。これをもって「松島・竹島を(中略)経営」「竹島(鬱陵島)の開発」と称することに對しては抵抗がみられる。竹島を「発見」したとするところなどには、自分勝手な思いこみや錯覚があったかもしれない。しかし、当時の鳥取藩領民からすれば、国家レベルでまとめ上げられた「正史」や「空島化政策」の何たるかを知る由もなかった。数世代にわたる生業の歴史を、「正史」を基準にすれば逸脱した行為であるからとして一方的に排撃されるだけでは済むのだろうか。

地域社会(生活圏)で継承され積み上げられた歴史像と、国家レベルでまとめられた「正史」との間に大きな落差が存在するとき、地域社会に生きる人々を尊重しつつ二つの歴史像をすりあわせてゆく作業はいかにすれば成し遂げられるであろうか。名案はないが、歴史の過程のなかでいったんは捨て去られた考え方に思いを馳せるのも一案である。

- (1) 『資料調査報告書 第二集 岡嶋家資料』(鳥取県立博物館、一九七五年) 一五頁、一八―二二頁。
- (2) 川上健三「竹島の歴史地理学的研究」(古今書院、一九六六年) 五四頁。
- (3) 濱崎洋三「伝えたいこと」(定有堂書店(鳥取)、一九九八年) 二三頁。
- (4) 宮内庁書陵部「お茶の水女子大学成篁堂文庫等に『竹島考』が収蔵されている」(『国書総目録』)。また、川上健三の用いた写本は鳥根県立図書館蔵のものという(川上健三、前掲五八、六六頁)。
- (5) ホームページ「鬱陵島を見渡す www3.shinbri.com」。
- (6) 川上健三、前掲九―三二頁。
- (7) 李薫「朝鮮後期の独島領属論議」(韓日関係史研究会編『独島と対馬島』知性の泉社(ソウル)、一九九六年) 二二頁、二二―二六頁。
- (8) 「竹島渡海免許」の発給は元和四年とするのが通説であった。卑見では、この渡海免許発給年の見直しを含め、これまでの大谷・村川竹島渡海にかかわる諸事実関係の理解は再検討が必要と思われる。これらの点については鳥取地域史研究会(一九九八年十月十四日)・歴史学研究会近世史部会(同十月十七日)で口頭報告を行ったが、改めて別稿で述べることとしたい。
- (9) 川上健三、前掲三七頁。
- (10) 享保七十九年(一七二二―四)、幕府はかつての竹島渡海関係の取調べを鳥取藩に命じ、関係書類の提出を求めた(『鳥取藩史』鳥取県立図書館、一九七一年、六卷四七五―七頁)。岡嶋が入手したのはこのときの書類の写・控の類と思われる。

- (11) 対馬藩宗家史料「竹島一件」、長崎県立対馬歴史民俗資料館、記録類Ⅲ/諸覚書/74。
- (12) 「竹島考」のこの部分を引用するのは筆者が最初ではない。すでに内藤正中が、「なお『竹島考』には、日本側の『思慮浅クシテ時勢ヲモ不弁』の行動が、朝鮮側の強い姿勢をもたらし、結果として、幕府に渡海禁止令を交付させる原因になったという、次のような『故老ノ伝説』を付記している」としてこの部分を引用している(内藤正中「元禄9年安籠福事件―鳥取県の日朝関係史(3)―」、鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所「北東アジア文化研究」四、一九九六年、九頁)。ここで、内藤正中は鳥取県立博物館蔵「竹島考」によったと注記するが、内藤正中引用史料と筆者引用史料とは何方所か違いがある。鳥取県立博物館には「竹島考」の写本は一種類しか伝存しないので、何故にこのような違いが生じたのかは不明である。後考に俟ちたい。
- (13) 現在目にするのできる大谷・村川両家の関係史料によれば、「竹島渡海免許」それ自体には発給月日が「五月十六日」とあるだけで年の記載がなく、また写本が残されるのみで原本は伝わらない。一方、大谷・村川両家の関係史料によれば、ごく一部の例外的記述を除き、すべて「元和四年」の発給であることが明記されている。注(8)参照。
- (14) 内藤正中「鬱陵島と因伯―鳥取県の日朝関係史(1)―」(『北東アジア文化研究』二、一九九五年、一八―一九頁、同「元禄9年安籠福事件」(前掲)八頁)。
- (15) 川上健三、前掲六五、七一、七三頁ほか。

◆特集Ⅱ空間の表象

視
点

海防論再考

荻生 茂博
osahiko shigenobu

序

ブルジョアジーはあらゆる生産用具を急速に改善することによって、またすばらしく便利になった交通によって、あらゆる国を、もつとも未開な国までも、文明にひきこむ。ブルジョアジーは、あらゆる国民に、滅亡したくなければブルジョアジーの生産様式をとりいれるよう強制する(マルクス『共産党宣言』)

従来の維新史研究は、このマルクスの言に従って明治維新をイギリスに始まった近代資本主義世界システムへの強

制的包摂と、それに規定された前近代的生産Ⅱ社会体制の再編と把え、また、日本は「半植民地」となった中国と対照的に独立を維持したのみならず、彼を侵略するまでに近代化Ⅱ資本主義化に「成功」したという「事実」認識をもって、研究を進めてきた。もちろん、それは誤りではない。しかし右のマルクスの言は、一八四八年に世界資本主義の先進的中枢から発せられた同時代のアジア認識である。したがって、それがいわゆるヨーロッパ中心の史観であることは当然であった。

右の維新史観においては、「開国」は明治維新の一過程と位置づけられ、日本の「近代」化Ⅱ資本主義化と直線的